

5年ぶりの改訂！ 待望の四訂版！ 最新の港湾政策に対応した港湾実務者の必携書

詳解 逐条解説 港湾法

四訂版

多賀谷一照 著

A5判・822頁 定価：5,500円(本体5,000円+税10%)

令和元年、4年の法改正に対応



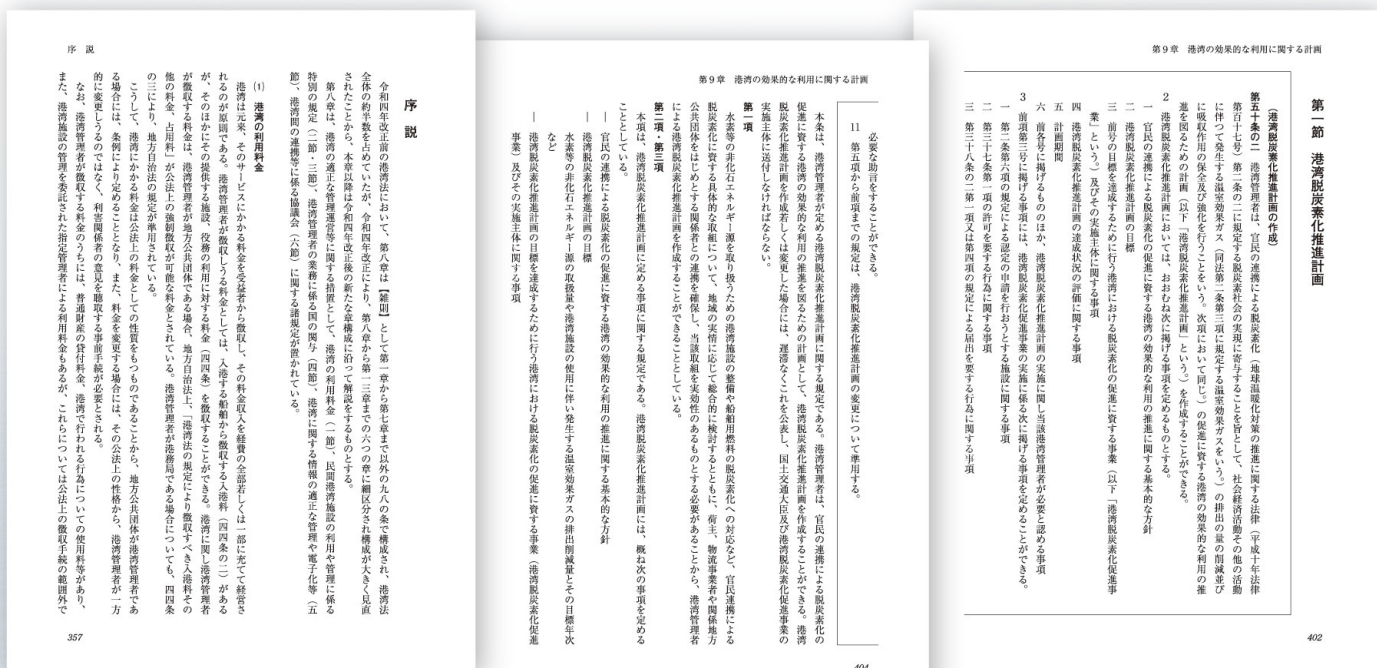
港湾法の逐条解説だけでなく、港湾法と港湾施設管理条例等との関係に言及して
港湾管理実務の法的側面についても分析！

港湾に関係する国土交通省・地方自治体の職員、港湾管理者必携の書です。

四訂版の ポイント

- 洋上風力発電の導入促進に向けた環境整備や港湾における脱炭素化の取組推進
- 世界的規模の感染症の流行等の新たなリスクへの対応力強化

などの解説を盛り込み、全体的な見直しを実施。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第一章 総則（第一条～第三条）

- 港湾法と「港湾」
● 目的
● 定義
● 特定貨物輸入拠点港湾の指定
● 国際旅客船拠点形成港湾の指定
● 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の指定
● 漁港に関する規定
● 補論 わが国港湾を取り巻く社会経済環境と港湾政策の動向

第一章の二 港湾計画等（第三条の二～第三条の四）

- 港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針
● 港湾計画
● 港湾計画の変更の提案

第二章 港務局（第四条～第三十二条）

- 第一節 港務局の設立等
● 設立等～港湾区域の公告等
● 港務局の解散事由～裁判所の選任する清算人の報酬

第二節 港務局の業務

- 業務
● 規程
● 私企業への不干渉等
第三節 港務局の組織
● 委員会～港務局を組織する地方公共団体が二以上あるときの委員等の任免

第四節 港務局の財務

- 出資～財産目録等

第三章 港湾管理者としての地方公共団体（第三十三条～第三十六条）

- 港湾管理者としての地方公共団体
● 港湾管理者としての地方公共団体の決定等
● 業務
● 委員会
● 地方港湾審議会
● 港務局が成立した場合等
補論 港湾施設管理条例等

第四章 港湾区域及び臨港地区（第三十七条～第四十一条）

- 港湾区域内の工事等の許可
● 港湾隣接地域
● 公募対象施設等の公募占用計画
● 公募占用計画の提出
● 占用予定者の選定
● 公募占用計画の認定
● 公募占用計画の変更等
● 公募を行った場合における港湾区域内水域等の占用の許可等
● 地位の承継
● 計画の認定の取消し
● 禁止行為
● 臨時地区
● 臨港地区内における行為の届出等
● 分区の指定
● 分区内の規則
● 違反構築物に対する措置
● 有害構築物の改築等
補論 放置艇、沈船等と港湾管理

第四章の二 港湾協力団体（第四十一条の二～第四十一条の六）

- 港湾協力団体の指定
● 港湾協力団体の業務
● 監督等

- 情報の提供等
● 港湾協力団体に対する許可の特例

第五章 港湾工事の費用（第四十二条～第四十三条の五）

- 港湾工事の範囲等
● 費用の負担
● 費用の補助
● 他の工作物と効用を兼ねる港湾施設の港湾工事の施行及び費用の負担
● 原因者の負担
● 受益者の負担
● 港湾環境整備負担金

第六章 開発保全航路（第四十三条の六～第四十三条の十）

- 開発及び保全
● 禁止行為等
● 費用の負担
● 事業者の申請による工事の施行

第七章 港湾運営会社（第四十三条の十一～第四十三条の三十一）

- 港湾運営会社の意義
第一節 港湾運営会社の指定等
● 港湾運営会社の指定
● 運営計画の変更
● 臨港地区内における行為の届出の特例
● 合併及び分割
● 区分経理
● 監督命令
● 事業の休止及び廃止
● 指定の取消し
● 指定を取り消した場合における措置
第二節 港湾運営会社の適正な運営を確保するための議決権の保有制限等
● 議決権の保有制限
● 対象議決権保有届出書の提出
● 対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査
● 発行済株式の総数等の公表
第三節 国際戦略港湾の港湾運営会社に対する特別の措置
● 政府の出資
● 事業計画等
● 定款の変更等
● 協議
● 国派遣職員に係る特例～情報の提供等

第八章 港湾の適正な管理運営等に関する措置（第四十四条～第五十条）

- 第一節 港湾の利用に関する料金
● 港湾管理者の料金
● 入港料
● 滞納処分
● 港湾管理者以外の者の料金
第二節 滞船の場合における要請
第三節 特定港湾情報提供施設協定の締結等
● 特定港湾情報提供施設協定の締結等
● 特定港湾情報提供施設協定の締結等
● 特定港湾情報提供施設協定の効力
第四節 港湾管理者の業務に関する国の関与
● 国が負担し又は補助した港湾施設の譲渡等
● 不平等取扱の禁止
第五節 港湾に関する情報の管理等
● 収支報告
● 港湾台帳
● 入出港書類の統一
● 電子情報処理組織の設置及び管理等
第六節 協議会
● 港湾管理者の協議会の設置等

- 港湾広域防災協議会
● 国際戦略港湾運営効率化協議会

第九章 港湾の効果的な利用に関する計画（第五十条の二～第五十一条の五）

- 第一節 港湾脱炭素化推進計画
● 港湾脱炭素化推進計画の作成
● 港湾脱炭素化推進協議会
● 港湾脱炭素化推進計画に係る港湾施設等の認定等の特例
● 脱炭素化推進地区
第二節 特定利用推進計画
● 特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会
● 特定利用推進計画に係る港湾区域内の工事等の許可等の特例
● 共同化促進施設協定の締結等
● 認可の申請に係る共同化促進施設協定の縦覧等
● 共同化促進施設協定の認可
● 共同化促進施設協定の変更
● 共同化促進施設協定の効力
● 共同化促進施設協定の廃止
● 借主の地位
第三節 国際旅客船拠点形成計画
● 国際旅客船拠点形成計画の作成
● 国際旅客船拠点形成計画に係る港湾施設等の認定等の特例
● 官民連携国際旅客船受入促進協定の締結等
● 官民連携国際旅客船受入促進協定の締結等
● 官民連携国際旅客船受入促進協定の効力
● 協定民間国際旅客船受入促進施設の所有者の料金
● 国土交通大臣の援助
第四節 港湾環境整備計画
● 港湾環境整備計画の作成及び認定の申請
● 港湾環境整備計画の認定等
● 港湾環境整備計画に係る行政財産の貸付け等の特例
● 港湾環境整備計画に係る勧告及び認定の取消し
● 国土交通省令への委任

第一〇章 港湾等の機能の維持及び増進を図るための措置（第五十二条～第五十六条の二）

- 第一節 国土交通大臣がする港湾工事等
● 直轄工事
● 土地又は工作物の譲渡
● 港湾施設の貸付け等
第二節 埠頭を構成する行政財産の貸付け
● 埠頭群を構成する行政財産の貸付け
● 海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産の貸付け
第三節 公用負担及び非常災害等の場合における措置
● 他人の土地への立入り
● 非常災害の場合における土地の一時使用等
● 国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理等
● 非常災害等の場合における国土交通大臣による港湾施設の管理等
● 国土交通大臣による開発保全航路内の物件の使用等
● 緊急確保保路内の禁止行為等
● 損失の補償
第四節 港湾工事の費用の負担の特例
● 港湾工事に伴う工事の費用の補償
● 事業者の負担金を徴収する港湾工事に係る国庫負担等の特例

第五節 港湾施設の建設等に係る資金の貸付け

- 特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け
● 特別特定技術基準対象施設の改良に係る資金の貸付け
● 埠頭群を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け
第六節 港湾区域の定めのない港湾
● 港湾区域の定めのない港湾に係る水域の占用等の特例
● 港湾区域の定めのない港湾に係る水域内の禁止行為

第一章 港湾の施設に関する技術上の基準（第五十六条の二～第五十六条の三）

- 第一節 技術基準対象施設の適合義務
第二節 登録確認機関
● 登録
● 登録の更新
● 確認の義務
● 登録事項の変更の届出
● 確認業務規程
● 確認員
● 秘密保持義務等
● 財務諸表等の備付け及び閲覧等
● 業務の休廃止
● 適合命令
● 改善命令
● 報告及び検査
● 登録の取消し等
● 帳簿の記載
● 公示
● 審査請求
● 国土交通大臣による確認業務の実施等
● 手数料の納付
第三節 特定技術基準対象施設等に関する措置
● 特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等
● 国土交通大臣への報告等
● 水域施設等の建設又は改良

第二章 雑則（第五十六条の三の二～第五十六条の五）

- 地方公共団体の事務の委任
● 港湾管理者の設立に係る勧告
● 監督処分
● 報告の徴収等
● 強制徴収
● 関係行政機関の長との協議
● 他の法令との関係
● 審査庁
● 行政事件訴訟法等の適用
● 運輸審議会への諮問
● 許可の条件
● 経過措置
● 職権の委任
● 事務の区分

第三章 罰則（第六十一条～第六十六条）

- 資料
○ 港湾法（昭和五十二年法律第二一八号）
○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）
○ 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九八号）
事項索引

詳細・試し読み・お申込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書（第一法規刊）

詳解 逐条解説 港湾法 四訂版

● 定価5,500円（本体5,000円＋税10%） [コード093153]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。（いずれかを✓で選択ください。） □代金引換により支払います。 □現金到着後請求書により支払います。

Table with 2 columns: *代金引換手数料について一回あたりご購入金額（商品の税込価格+送料）の合計が and *送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

Form fields for address (ご住所), company name (機関名), department (部署名), name (フリガナ/ご氏名), phone (TEL), and email (E-mail).

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム (https://www.daichihoki.co.jp/support/contact/contact.php) からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛へ送ってください。

■宛先 〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17 第一法規株式会社 FAX.0120-302-640

書店印